

FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備に伴う 事業者選考審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備プロポーザル方式による事業候補者の選定を厳正かつ公平に行うために設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案内容の評価と事業者の特定
- (2) その他プロポーザル方式による事業者の特定のために必要な事項

(委員会の組織)

第3条 審査委員会の委員は、下記のとおり組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 総務部長
 - (3) 総合政策部長
 - (4) 産業観光部長
- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は総務部長をもって充て、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 審査委員会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(プロポーザル提案書の審査方法等)

第5条 審査委員会は、企画提案内容について、別に定めるすずらん群生地集客交流拠点整備プロポーザル審査基準に基づき、提出書類の審査及びプレゼンテーションを行い、委員の評価点が最も高い事業者を最適提案者として選定するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、随時関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルの参加者に対していかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、観光商工課に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月15日から施行する。
- 2 この要領は、第5条に掲げる事業候補者を選定したとき、解散するものとする。